

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・**延長**・その他）

|             |   |      |     |
|-------------|---|------|-----|
| No          | 7   | 府省庁名 | 環境省 |
| 対象税目        | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <b>固定資産税</b> 事業所税 その他（ ）   |      |     |
| 要望項目名       | 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長  |      |     |
| 要望内容（概要）    | <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）<br/>再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備）（※）について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2/3に軽減する。<br/>※太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備</p> <p>・特例措置の内<br/>太陽光発電（自家消費型太陽光発電設備に限る）、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の1/3に軽減する。<br/>特例措置を2年延長する。</p>   |      |     |
| 関係条文        | 地方税法附則第15条第33項  |      |     |
| 減収見込額       | <p>[初年度] +6,017 (▲9,505) [平年度] +314 (▲9,505)<br/>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>  |      |     |
| 要望理由        | <p>(1) 政策目的<br/>非化石エネルギーの開発・利用の促進やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性<br/>平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、再生可能エネルギーについては「2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進」とされ、平成27年7月に決定された「長期エネルギー需給見通し」では、2030年の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とするという目標が掲げられた。2013年における発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は10.7%（水力を除いて2.2%）であり、目標達成に向けた施策の展開が求められている。<br/>再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上に寄与し、地域における新産業の立地や雇用創出等の地域活性化の観点からも重要であるが、依然として導入段階の費用負担が課題となっている。このため、再生可能エネルギー発電設備を取得する者に税制上の措置を設け、設備保有初期段階の負担軽減を図ることにより、再生可能エネルギーの導入を促進することが必要である。</p> |      |     |
| 本要望に対応する縮減案 | 対象となる太陽光発電を自家消費型設備に限定する。  |      |     |

|     |                        |   |
|-----|------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け      | 1. 地球温暖化対策の推進<br>1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制  |
|     | 政策の達成目標                | ○エネルギー基本計画（平成26年4月）<br>再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。<br>○長期エネルギー需給見通し（平成27年7月）<br>2030年の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とする。   |
|     | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間 | 平成30年3月31日までの2年間の延長   |
|     | 同上の期間中の達成目標            | 2030年の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とする。   |
| 有効性 | 政策目標の達成状況              | 再生可能エネルギーの発電電力量に占める割合（国内供給量割合：%、目標：2030年に22～24%）<br>（出典：電気事業連合会「電源別発電電力量構成比」） ※（）内は水力を除く数値<br>2010年度 9.6%（1.1%）<br>2011年度 10.4%（1.4%）<br>2012年度 10.0%（1.6%）<br>2013年度 10.7%（2.2%）<br><br>再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在10.7%（水力を除いて2.2%）であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。  |
|     | 要望の措置の適用見込み            | 平成28年度適用件数 138件（見込み）<br><br>推計方法：太陽光発電については、平成26年度独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の設備認定を受けて平成26年に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。  |
|     | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化の効果が期待できる。<br>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成24年6月末までで約2,060万kWであったところ、平成27年3月末までで累計1,875.7万kWの導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。<br>平成25年度に資源エネルギー庁が実施したアンケート調査によると、固定価格買取制度の開始以降から平成26年3月末までに取得した再生可能エネルギー発電設備について、全体の約8割が特例措置を活用したと回答している。このことから、平成25年度の導入量713.9万kW（住宅用太陽光を除いて583.2万kW）のうち、約467万kWにおいて本税制措置による導入促進効果があったとみられる。また、今後の再生可能エネルギー発電設備への設備投資にあたって、約9割弱が今後特例措置を活用したい意向をもっており、導入促進の措置として有効である。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置      | エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（国税）   |
|     | ページ                    | 7-2   |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>    | <p>立法措置<br/>・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）</p> <p>財政投融资<br/>・環境・エネルギー対策貸付</p>  |
| <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> | <p>課税標準の特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができ、すそ野の広い支援措置であることが特徴である。他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度<br/>再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府が定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○財政投融资（日本政策金融公庫）<br/>資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、低利融資を行うことで、再生可能エネルギー発電設備等の導入に必要な資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図ることにより、イニシャル面及びランニング面で支援するもの。</p>   |
| <p>要望の措置の妥当性</p>           | <p>平成 24 年 7 月の固定価格買取制度開始後、平成 27 年 3 月末時点で新たに運転を開始した再生可能エネルギー発電設備は約 1875.7 万 kW（制度開始前と比較して約 9 割以上増）であり、導入量、認定量ともに太陽光発電が 9 割以上を占めている。一方太陽光以外の電源については、買取制度開始から 3 年が経過してもなお、固定価格買取制度開始前と比較して導入が十分加速されていない状況である。そのため、再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、バランスの取れた導入を進めるべく、普及状況の違いに応じて措置の内容を検討することが必要である。</p> <p>エネルギーミックスにおける太陽光の導入見通しは約 6,400 万 kW であるのに対して、平成 27 年 4 月末時点での固定価格買取制度の設備認定を受けた太陽光発電（住宅＋非住宅）の設備容量は約 8,247 万 kW である。しかし、認定取り消しや、土地の確保や系統の空き容量等の理由で、全ての認定設備が運転開始に至るとは限らず、ミックスの水準達成のためには、太陽光は引き続き導入を進めていく必要がある。その上で、今後は太陽光発電の持つ需要地近接型の分散型電源という特徴を踏まえた導入を促進するため、税制措置においては自家消費型の導入を支援する。</p> <p>また、エネルギーミックスにおいては、「地熱、水力、バイオマスについては、物理的限界まで導入することで原子力を代替」、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」との方針が示された。この目標を実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き固定価格買取制度の設備認定を受けた設備を特例措置の対象とし、買取制度と合わせて導入拡大を進めていく。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準を 3 分の 1 に軽減するとともに拡充を図ることで、これまで以上の投資インセンティブを確保し、再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。</p> |
| <p>ページ</p>                 | <p>7—3</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p>                          | <p>平成 25 年度 適用件数 26,228 件 減収額 135 百万円<br/> 平成 26 年度 適用件数 43,548 件 減収額 1,920 百万円<br/> 平成 27 年度 適用件数 43,548 件（見込み） 減収額 6,018 百万円（見込み）<br/> （推計方法：固定価格買取制度の認定を受けて運転開始した発電設備のうち、約 8 割が特例措置を活用したとして推計）</p> <p>上記の適用件数のうち、いずれの年においても 9 割超が太陽光発電設備となっている。この理由として、太陽光発電は他の設備に比べて比較的導入が容易であり、導入から稼働までの期間が短いことから、制度開始後加率的に導入が進んだためである。</p>   |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>平成 25 年度 適用総額 14,801,771 千円<br/> 減収額は 207 百万円</p>   |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>            | <p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化の効果が期待できる。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、平成 27 年 3 月末までで累計 1,875.7 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。</p> <p>平成 25 年度に資源エネルギー庁が実施したアンケート調査によると、固定価格買取制度の開始以降から平成 26 年 3 月末までに取得した再生可能エネルギー発電設備について、全体の約 8 割が特例措置を活用したと回答している。このことから、平成 25 年度の導入量 713.9 万 kW（住宅用太陽光を除いて 583.2 万 kW）のうち、約 467 万 kW において本税制措置による導入促進効果があったとみられる。また、今後の再生可能エネルギーは設備等への設備投資にあたって、約 9 割弱が今後特例措置を活用したい意向をもっており、導入促進の措置として有効である。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p>                             | <p>○長期エネルギー需給見通し（平成 21 年 8 月）<br/> 新エネルギーについては、2020 年度までに、2,455 万 k l（原油換算）、2030 年度までに 3,213 万 k l（原油換算）導入することを目指す。</p> <p>○エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）<br/> 再生可能エネルギーについて、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を 2020 年までに 10%とすることを目指す。</p> <p>○低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月）<br/> 太陽光発電設備については、導入量が平成 32（2020）年に平成 17（2005）年度比で 20 倍になることを目指し、平均で年 20%程度の拡大を維持する。</p>   |
| <p>ページ</p>                                    | <p>7 - 4</p>   |

|                                    |   |         |      |         |      |         |      |         |      |         |          |         |          |         |          |         |            |
|------------------------------------|---|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|------------|
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>再生可能エネルギーは、安定供給やコストの面で課題があることから普及が進んでおらず、様々な導入施策により導入は進みつつあるものの、いまだ目標達成の途上にある。平成 27 年 7 月に決定した長期エネルギー需給見通しでは、2030 年の電源構成における再生エネルギーの割合を 22～24%とする水準を設定した。この目標達成に向けて、技術開発や規制の合理化等の政策を動員して進めているところであり、本税制措置は設備導入促進を図る措置として、引き続き継続する必要がある。太陽光発電については、固定価格買取制度前の 2012 年までは年 26.1%の伸びであったところ、制度開始後導入が加速化し、2013 年には年 64.3%の伸びとなっている。</p> <p>再生可能エネルギーの一次エネルギー供給に占める割合(国内供給量割合：%、目標：2020 年までに 10%)</p> <table border="0"> <tr><td>2010 年度</td><td>4.3%</td></tr> <tr><td>2011 年度</td><td>4.5%</td></tr> <tr><td>2012 年度</td><td>4.3%</td></tr> <tr><td>2013 年度</td><td>4.3%</td></tr> </table> <p>(出典：平成 25 年度エネルギー需給実績)</p> <p>太陽光発電の累積導入量の推移(発電出力：kW、目標：2020 年度 2,865 万 kW)</p> <table border="0"> <tr><td>2010 年度</td><td>390 万 kW</td></tr> <tr><td>2011 年度</td><td>531 万 kW</td></tr> <tr><td>2012 年度</td><td>911 万 kW</td></tr> <tr><td>2013 年度</td><td>1,766 万 kW</td></tr> </table> <p>(出典：JPEA 出荷統計より推計)</p> | 2010 年度 | 4.3% | 2011 年度 | 4.5% | 2012 年度 | 4.3% | 2013 年度 | 4.3% | 2010 年度 | 390 万 kW | 2011 年度 | 531 万 kW | 2012 年度 | 911 万 kW | 2013 年度 | 1,766 万 kW |
| 2010 年度                            | 4.3%  |         |      |         |      |         |      |         |      |         |          |         |          |         |          |         |            |
| 2011 年度                            | 4.5%  |         |      |         |      |         |      |         |      |         |          |         |          |         |          |         |            |
| 2012 年度                            | 4.3%  |         |      |         |      |         |      |         |      |         |          |         |          |         |          |         |            |
| 2013 年度                            | 4.3%  |         |      |         |      |         |      |         |      |         |          |         |          |         |          |         |            |
| 2010 年度                            | 390 万 kW  |         |      |         |      |         |      |         |      |         |          |         |          |         |          |         |            |
| 2011 年度                            | 531 万 kW  |         |      |         |      |         |      |         |      |         |          |         |          |         |          |         |            |
| 2012 年度                            | 911 万 kW  |         |      |         |      |         |      |         |      |         |          |         |          |         |          |         |            |
| 2013 年度                            | 1,766 万 kW  |         |      |         |      |         |      |         |      |         |          |         |          |         |          |         |            |
| <p>これまでの要望経緯</p>                   | <p>平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を 3分の2とする特例措置が創設</p> <p>平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を 1 年間延長の上、廃止(サンセット)。</p> <p>平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設</p> <p>平成 26 年度 適用期限の 2 年延長</p>  |         |      |         |      |         |      |         |      |         |          |         |          |         |          |         |            |
| <p>ページ</p>                         | <p>7—5</p>  |         |      |         |      |         |      |         |      |         |          |         |          |         |          |         |            |